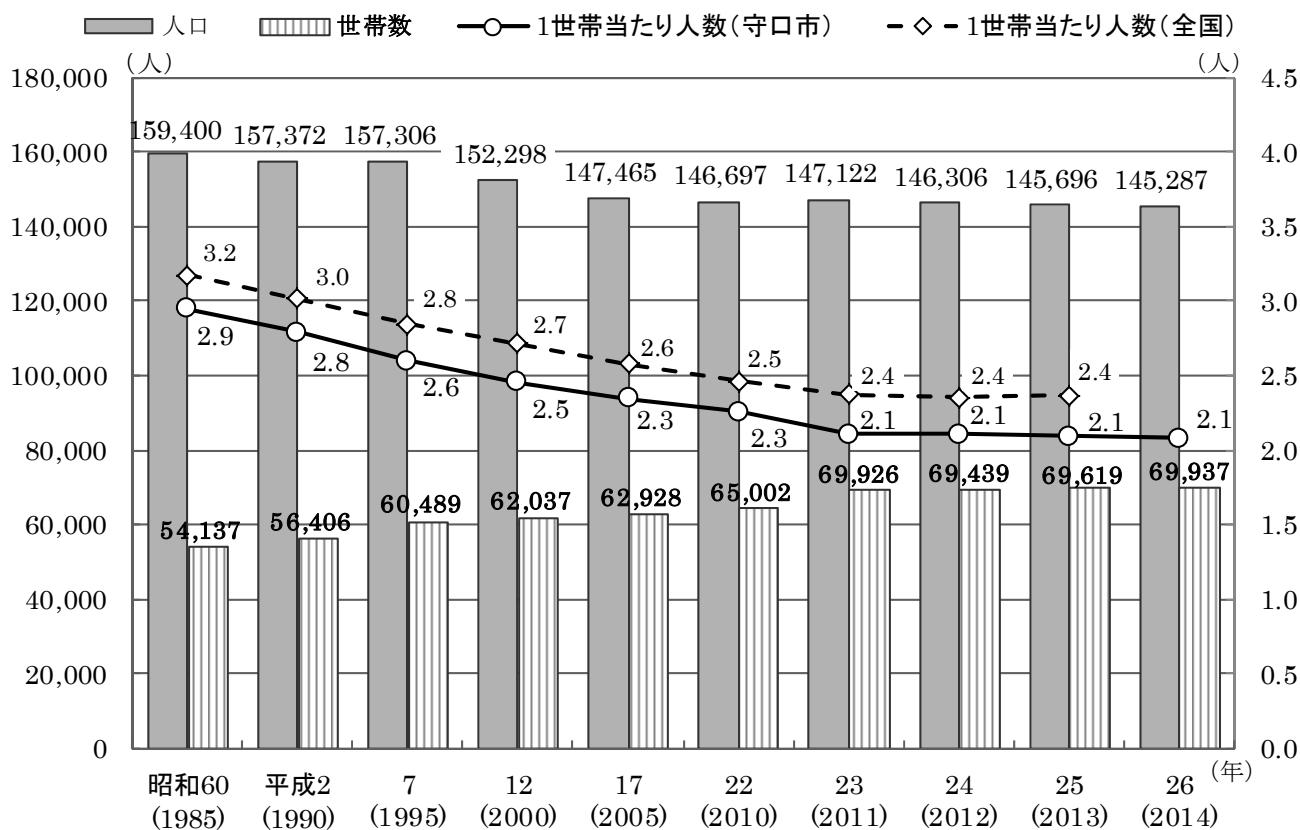


第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 市の概況と人口構造の変化

本市の人口の推移をみると、年々減少しており、平成26年10月1日現在145,287人となっています。一方で、世帯数は増加し69,937世帯となっています。この結果、1世帯当たりの平均人数は年々減少し、昭和60年では2.9人でしたが、平成26年には2.1人で、世帯の小規模化がさらに進行しています。

【総人口・世帯数の推移】

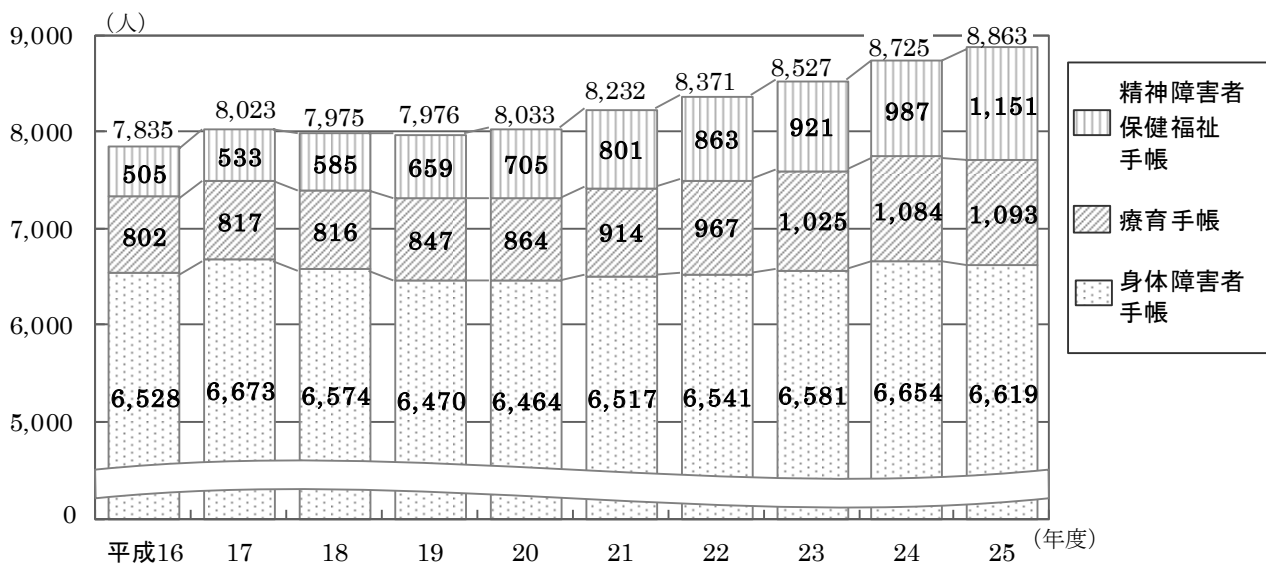


資料：22年までは国勢調査、23～26年は住民基本台帳（各年9月末）

2 障害のある人の推移

本市の障害のある人の人数については、平成25年度末、身体障害者手帳所持者が6,619人、療育手帳所持者数が1,093人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,151人となっています。

【障害者手帳所持者の推移】



資料：各年度末現在

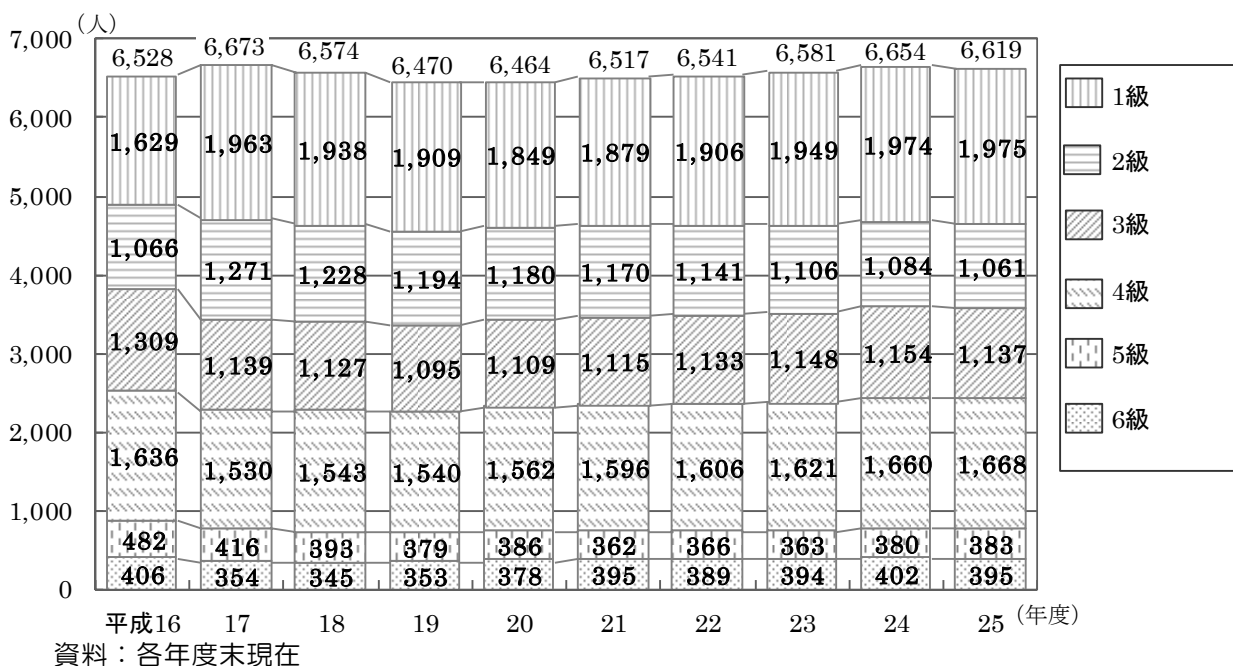
3 障害別・等級別障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）

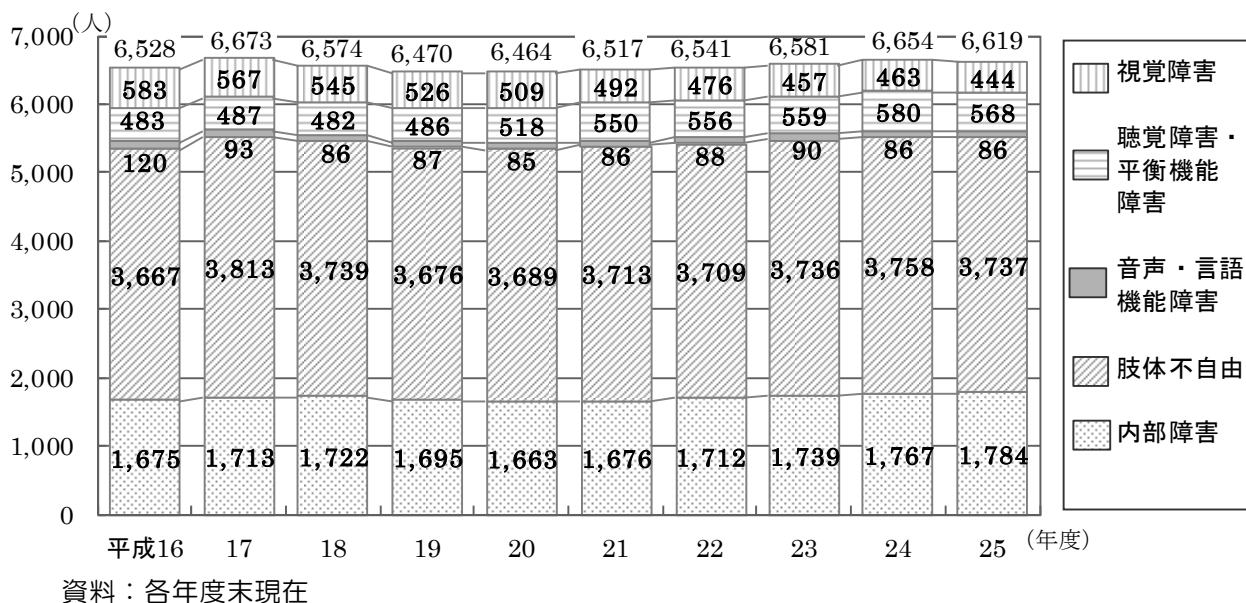
身体障害のある人の等級は、平成26年3月末現在、最も重度である「1級」が1,975人と最も多くなっています。

障害の種類別で見ると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」、「聴覚障害・平衡機能障害」となっています。

【身体障害者手帳所持者の推移（等級別人数）】



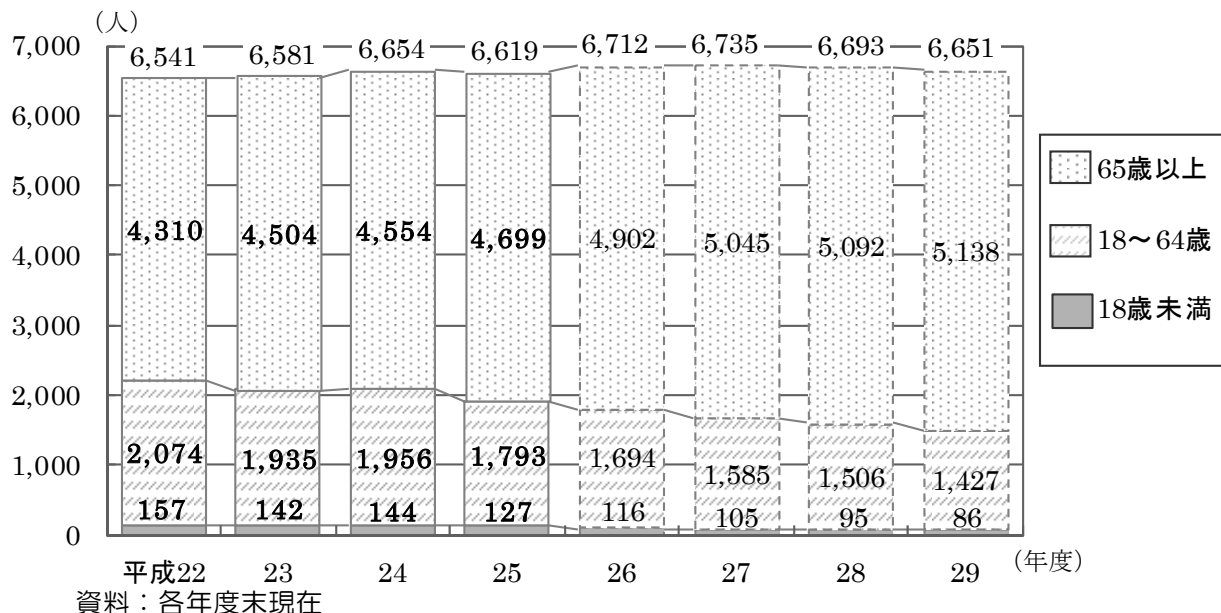
【身体障害者手帳所持者の推移（障害の種類別人数）】



第2章 障害のある人を取り巻く現状

年齢別に、平成22年度から平成25年度の対人口割合を基に一次回帰式を算出し、将来人口推計に応じて、身体障害者手帳の所持者を試算すると、平成29年度には、6,651人になるものと想定されます。

【年齢別身体障害者手帳所持者の推移・将来推計】



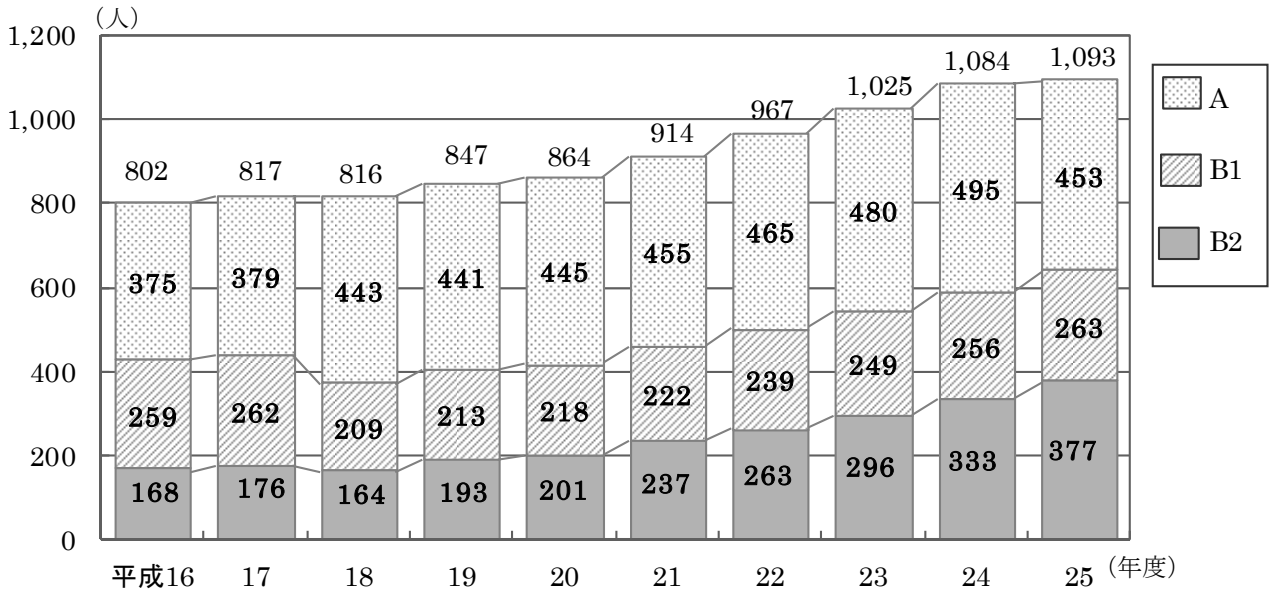
	平成 22	23	24	25	26	27	28	29
65歳以上 (人口割合)	4,310人 11.96%	4,504人 12.49%	4,554人 12.31%	4,699人 12.23%	4,902人 12.33%	5,045人 12.42%	5,092人 12.51%	5,138人 12.60%
18～64歳 (人口割合)	2,074人 2.35%	1,935人 2.20%	1,956人 2.24%	1,793人 2.09%	1,694人 2.01%	1,585人 1.92%	1,506人 1.84%	1,427人 1.75%
18歳未満 (人口割合)	157人 0.70%	142人 0.63%	144人 0.65%	127人 0.59%	116人 0.55%	105人 0.51%	95人 0.47%	86人 0.43%
計 (人口割合)	6,541人 4.46%	6,581人 4.49%	6,654人 4.55%	6,619人 4.54%	6,712人 4.62%	6,735人 4.69%	6,693人 4.69%	6,651人 4.69%

※22～25年の年齢別の対人口割合を基に一次回帰式を算出し、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計（平成25年3月推計）を合わせて試算

(2) 知的障害のある人（療育手帳所持者）

知的障害のある人（療育手帳の所持者）は、平成26年3月末現在、1,093人となっています。また、最も重度である「A」判定の人が453人と最も多くなっています。

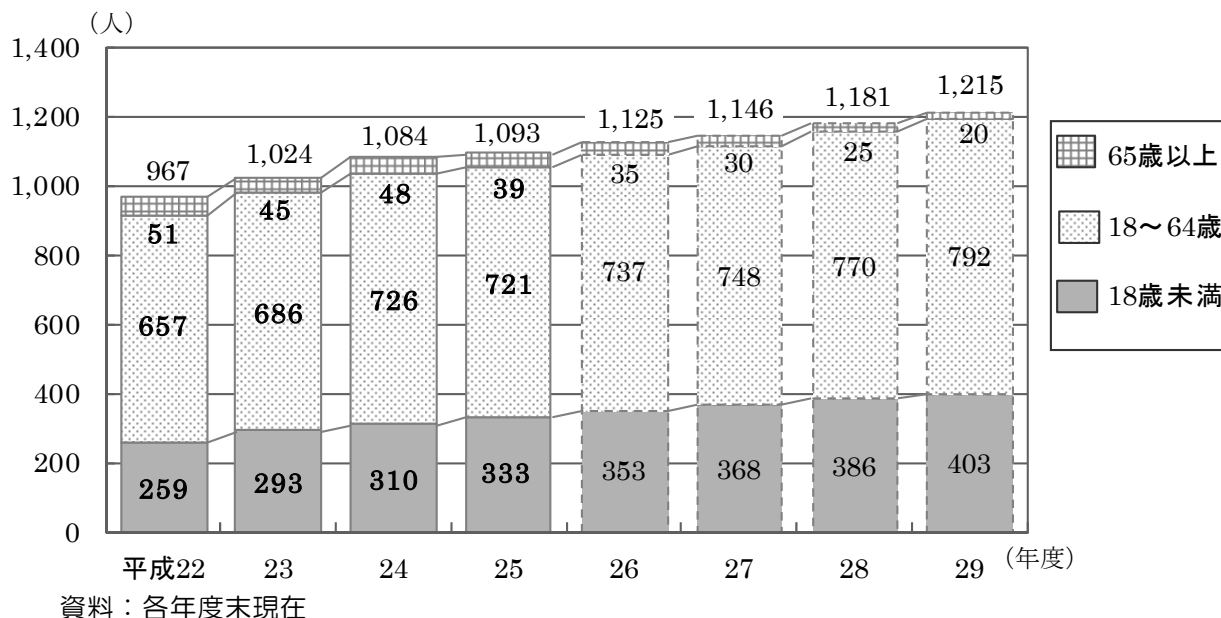
【療育手帳所持者の推移（判定別人数）】



第2章 障害のある人を取り巻く現状

年齢別に、平成22年度から平成25年度の対人口割合を基に一次回帰式を算出し、将来人口推計に応じて、療育手帳の所持者を試算すると、平成29年度には、1,215人になるものと想定されます。

【年齢別療育手帳所持者の推移・将来推計】



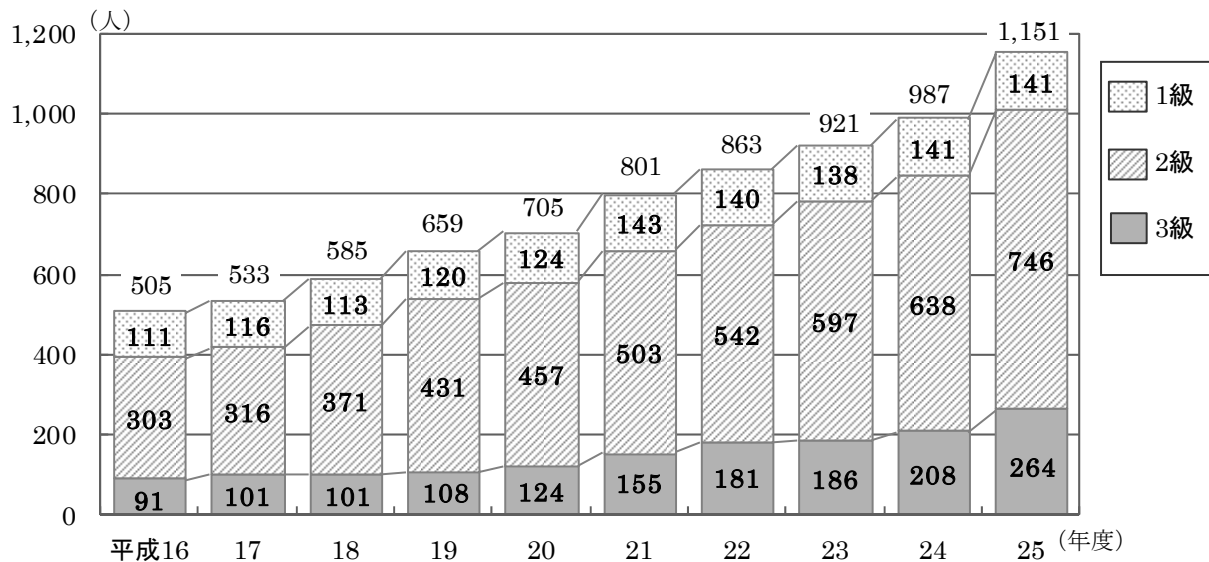
	平成 22	23	24	25	26	27	28	29
65 歳 以上	51 人	45 人	48 人	39 人	35 人	30 人	25 人	20 人
(人口割合)	0.14%	0.12%	0.13%	0.10%	0.09%	0.07%	0.06%	0.05%
18～64 歳	657 人	686 人	726 人	721 人	737 人	748 人	770 人	792 人
(人口割合)	0.75%	0.78%	0.83%	0.84%	0.87%	0.91%	0.94%	0.97%
18 歳 未 満	259 人	293 人	310 人	333 人	353 人	368 人	386 人	403 人
(人口割合)	1.15%	1.30%	1.40%	1.53%	1.66%	1.79%	1.92%	2.04%
計	967 人	1,024 人	1,084 人	1,093 人	1,125 人	1,146 人	1,181 人	1,215 人
(人口割合)	0.66%	0.70%	0.74%	0.75%	0.77%	0.80%	0.83%	0.86%

※22～25年の年齢別の対人口割合を基に一次回帰式を算出し、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計（平成25年3月推計）を合わせて試算

(3) 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）

精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳の所持者）は、平成26年3月末現在、1,151人となっています。また、「2級」の人が746人と最も多く、重度である「1級」は141人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別人数）】

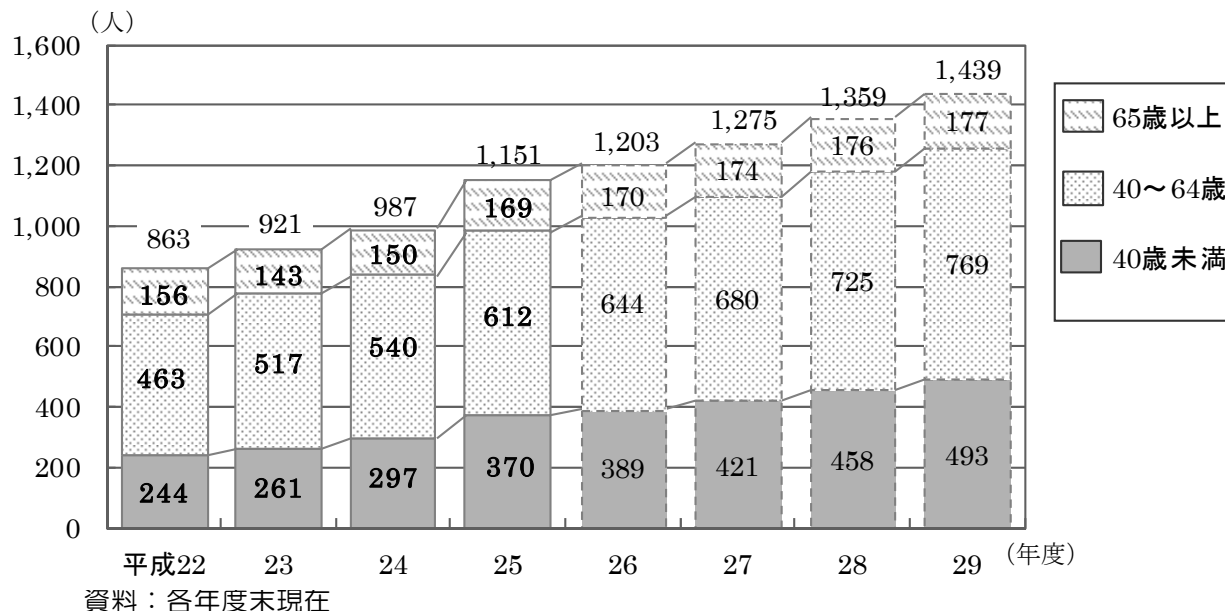


資料：各年度末現在

第2章 障害のある人を取り巻く現状

年齢別に、平成22年度から平成25年度の対人口割合を基に一次回帰式を算出し、将来人口推計に応じて、精神障害者保健福祉手帳所持者を試算すると、平成29年度には、1,439人になるものと想定されます。

【年齢別精神保健福祉手帳所持者の推移・将来推計】



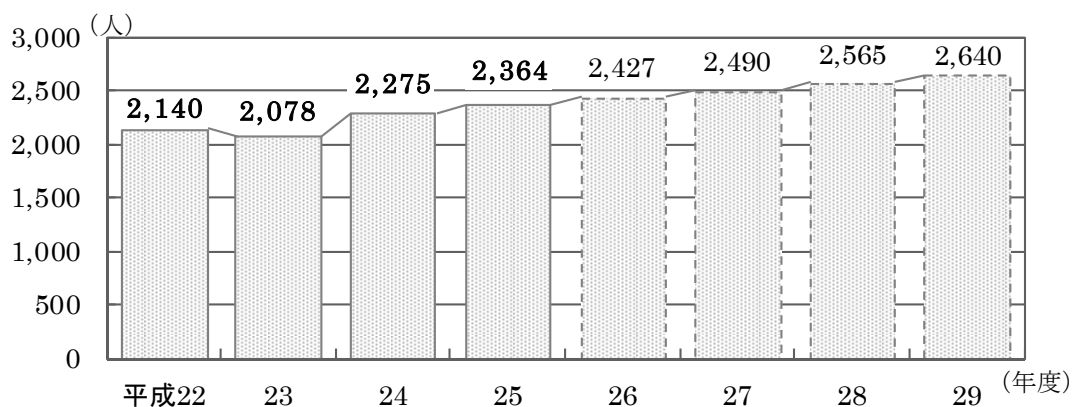
	平成 22	23	24	25	26	27	28	29
65歳以上 (人口割合)	156人 0.43%	143人 0.40%	150人 0.41%	169人 0.44%	170人 0.43%	174人 0.43%	176人 0.43%	177人 0.43%
40～64歳 (人口割合)	463人 0.94%	517人 1.05%	540人 1.09%	612人 1.24%	644人 1.31%	680人 1.41%	725人 1.51%	769人 1.60%
40歳未満 (人口割合)	244人 0.40%	261人 0.42%	297人 0.50%	370人 0.64%	389人 0.69%	421人 0.77%	458人 0.85%	493人 0.93%
計 (人口割合)	863人 0.59%	921人 0.63%	987人 0.67%	1,151人 0.79%	1,203人 0.83%	1,275人 0.89%	1,359人 0.95%	1,439人 1.01%

※22～25年の年齢別の対人口割合を基に一次回帰式を算出し、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計（平成25年3月推計）を合わせて試算

(4) 自立支援医療（精神障害者通院医療公費負担）の利用者

自立支援医療（精神障害者通院医療公費負担）の利用者は、平成26年3月末現在、2,364人となっています。将来人口推計に応じて試算すると平成29年度には、2,640人になるものと想定されます。

【自立支援医療費 利用者の推移・将来推計】



資料：各年度末現在

	平成 22	23	24	25	26	27	28	29
計	2,140人	2,078人	2,275人	2,364人	2,427人	2,490人	2,565人	2,640人
(人口割合)	1.46%	1.42%	1.55%	1.62%	1.67%	1.73%	1.80%	1.86%

※23～25年の全人口に対する発生割合を基に一次回帰直線を算出し、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計（平成25年3月推計）を合わせて試算

4 障害のある人の雇用・就労状況

(1) 企業の雇用状況

障害のある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）により、常用労働者56人以上を雇用する企業などは、その労働者の1.8%以上の障害のある人を雇用することが義務づけられています。（平成25年4月の改正により50人以上を雇用する企業は2.0%以上の障害のある人の雇用が義務づけられました。）

本市は門真公共職業安定所（ハローワーク門真）管内（守口市・門真市・大東市・四條畷市）に属していますが、管内全体の対象企業の雇用率は、平成25年（6月1日時点）は1.93%となっており、法定雇用率達成企業の割合は、48.3%となっています。

障害者総合支援法の趣旨を踏まえて、障害のある人の雇用を促進するためには、企業の協力が大きな役割を果たすことから、門真公共職業安定所、北河内西障害者就業・生活支援センターをはじめ関係機関との連携のもとに、企業啓発や障害のある人が働くことについての市民の理解促進、雇用しやすい環境づくりなどを一層強化することが必要となっています。

【門真公共職業安定所（ハローワーク門真）管内の民間企業における障害者の雇用状況】

年度	企業数	常用労働者数	うち、障害者数	実雇用率	達成企業数	法定雇用率達成割合
18年度	222社	144,106人	2,684.5人	1.86%	99社	44.6%
19年度	226社	142,852人	2,680.0人	1.88%	111社	49.1%
20年度	229社	142,266人	2,634.5人	1.85%	114社	49.8%
21年度	211社	143,084人	2,713.5人	1.90%	116社	54.5%
22年度	217社	142,740人	2,758.0人	1.93%	127社	58.5%
23年度	223社	141,850人	2,698.0人	1.90%	124社	55.6%
24年度	215社	134,150人	2,487.5人	1.85%	114社	53.0%
25年度	236社	123,410人	2,383.0人	1.93%	114社	48.3%

※各年6月1日現在、法定雇用率1.8%（平成24年度まで、25年度以降は2.0%）

資料提供：大阪労働局

- 注) ①上表の「常用労働者数」とは、常用労働者総数から除外率を除いた法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数です。
- ②「障害者数」は、重度身体障害・重度知的障害の人については、1人の雇用をもって2人の雇用とみなして算定し、短時間労働（週20時間以上30時間未満）の精神障害のある人については、0.5人の雇用とみなして算定した数です。

(2) 市役所における雇用状況

守口市役所における障害のある人の雇用状況は、下表のとおりで、いずれの部局も法定雇用率を達成しています。

また、市では障害のある人の就労を支援するため、平成21年度から市役所で障害のある人の職場実習を受け入れています。障害のある人にとっては、市役所には実習ができる仕事の種類が多いことや通勤にも便利な身近な場所で職場実習ができるなどのメリットがあり、市の職員にとっては、実習指導し、また、ともに働く中で障害のある人への接し方や理解が深められるという意義があります。また、市役所を訪れる市民が実習する姿に触れることにより、障害のある人が働くことへの理解促進が図られるものと期待しています。

【市長部局】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
職員数	930人	867人	937人	902人	860人	881人
除外職員を除く職員数	837人	781人	935人	902人	860人	881人
雇用障害者数	21人	17人	24人	21人	20人	21人
雇用率	2.51%	2.18%	2.57%	2.33%	2.33%	2.38%
法定雇用率	2.1%				2.3%	

※各年度6月1日現在

【教育委員会】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
職員数	198人	182人	176人	174人	162人	136人
除外職員を除く職員数	198人	182人	176人	174人	162人	136人
雇用障害者数	5人	4人	8人	5人	4人	4人
雇用率	2.53%	2.20%	4.55%	2.87%	2.47%	2.94%
法定雇用率	2.0%				2.2%	

※各年度6月1日現在

【水道局】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
職員数	89人	84人	79人	76人	67人	67人
除外職員を除く職員数	81人	76人	79人	76人	67人	67人
雇用障害者数	3人	3人	3人	3人	2人	2人
雇用率	3.70%	3.95%	3.80%	3.95%	2.99%	2.99%
法定雇用率	2.1%				2.3%	

※各年度6月1日現在

(3) 雇用・就労支援の状況**① 門真公共職業安定所（ハローワーク門真）**

門真公共職業安定所（ハローワーク門真）には、障害のある人の相談を受ける専門窓口が設置され、障害者専門支援員が配置されています。

障害者雇用連絡会議を開催し、北河内労働基準監督署をはじめ管内の保健所、支援学校、障害者就業・生活支援センター、地域就労支援センター、各市の障害福祉担当課等の関係機関との連携を図っています。支援学校との連携では、高等部の就職希望の3年生を対象にした職業相談会を実施しています。

障害のある人の雇用対策として、求人開拓をはじめ職業相談・紹介、各種の雇用支援策の活用、公共職業訓練等を実施していますが、重度障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人の雇用の場の開拓が大きな課題とされています。

【平成25年度 門真公共職業安定所（ハローワーク門真）職業紹介状況（障害別内訳）】

	身体		知的		精神	その他	合計
		うち重度		うち重度			
新規求職者数	286人	109人	161人	23人	271人	16人	734人
紹介件数	787件	296件	213件	32件	837件	25件	1,862件
就職件数	103件	36件	77件	26件	109件	5件	294件

※就職件数：対前年比7.9%増

【「トライアル雇用」実施状況】

項目	実績
トライアル雇用開始数	11人
トライアル雇用終了者数	8人
常用雇用移行数	8人
常用雇用移行率	100%

資料提供：門真公共職業安定所（ハローワーク門真）

■ トライアル雇用について

障害についての知識や雇用経験が乏しいために、雇用に取り組む意欲があっても障害のある人の雇い入れを躊躇する事業所があります。また障害のある人の側でも、就労経験が乏しいために「どのような職種が向いているのかわからない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。このため、障害のある人を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の雇用のきっかけをつくり一般雇用への移行を促進することを目指しています。

○期間：3か月間を限度

○奨励金：事業主に対し、トライアル雇用者1人につき月額4万円を支給

② 大阪障害者職業センター

「大阪障害者職業センター」は、障害者雇用促進法及び「高齢者の雇用の安定に関する法律」に基づいて設置され、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構により運営されています。

大阪市中央区、地下鉄堺筋本町駅の近くにあり、府内のハローワークと連携して、障害のある人や障害のある人を雇用する事業主などに対して、以下のサービスを行っています。

【「大阪障害者職業センター」のサービス】

障害のある人に対して	事業主に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・職業相談・職業評価 ・職業準備支援事業 (ワークトレーニングコース、自立支援コース) ・リワーク事業(精神障害者職場復帰支援事業) ・ジョブコーチによる支援事業 ・知的障害者及び重度知的障害者判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理に関する助言及び援助 ・雇用管理サポート事業 <p>障害のある人の受け入れに伴う配慮、雇用に際しての企業内教育、作業環境・設備の改善などについての助言等</p>

■ ジョブコーチについて

知的障害のある人や精神障害のある人などが職場に適応して働き続けるためには、一人ひとりの障害特性を踏まえて直接的できめ細かな支援が必要です。ジョブコーチ(職場適応援助者)は障害のある人が働く職場に出向き、障害のある人や事業主に職場適応や雇用管理に関する支援を行い、就職や職場定着を目指します。

③ 北河内西障害者就業・生活支援センター

平成20年4月に、北河内西圏域(守口市・門真市)を対象として、障害者雇用促進法に基づく「北河内西障害者就業・生活支援センター(わーくぷらす)」(運営法人:社会福祉法人明日葉)が設置されました。

「わーくぷらす」では、企業に就職を希望する人や在職者からの相談を受け、その解決のための具体的な支援を行うとともに、企業に対する障害のある人の雇用に関する専門相談を行い、雇用促進を図っています。また、「働きたい」と願う障害のある人に、労働、福祉、保健医療、教育などの関係機関と連携を図りながら、就労への支援と就労に伴う日常生活・社会生活上の支援を行っています。

本市との連携では、障害者雇用啓発事業として「エルフェスタ in 北河内西」を圏域で開催するとともに、自立支援協議会の就労支援部会の運営を共同で行っています。

■北河内西障害者就業・生活支援センター「わーくぷらす」平成25年度支援実績

○相談件数等

支援内容	相談件数			
	・就労準備支援（職業評価・短期職業訓練・職場実習・求職活動支援） ・就職後支援（就職定着支援・フォローアップ・離職時対応） ・生活支援（就労生活の相談・余暇活動の実施） ・情報提供等	電話	2,142	
訪問		3,173	職場訪問	652
			家庭・施設訪問	6
			その他（ハローワーク同行等）	2,515
来所		1,523		
計	6,838			

○登録者及び就職者

障害種別	登録者			就職者		
	守口市	門真市	その他	守口市	門真市	その他
身体障害	33	40	0	14	15	0
知的障害	132	165	4	64	70	2
精神障害	119	83	11	25	28	5
計	284	288	15	103	113	7
	587			223		

○平成25年度 職場実習者数（業種別）

サービス業	清掃	製造	軽作業	事務	計
0人	23人	3人	11人	23人	60人

○平成25年度 就職者数（業種別）

サービス業	清掃	製造	軽作業	事務	計
8人	11人	8人	10人	11人	48人

○「わーくぷらす」の支援により就職を達成した人

年度	就職者数
平成19年度	31人
平成20年度	24人
平成21年度	23人
平成22年度	37人
平成23年度	39人
平成24年度	37人
平成25年度	48人
計	239人

④ 守口市地域就労支援センター

「守口市地域就労支援センター」は、中高年齢者、ひとり親家庭の母親、障害のある人、就労経験のない人、中途退学者、学校卒業後働いていない若年者など、働く意欲がありながらさまざまな要因を抱えているため就労が困難な人たちの就労支援を行っています。

就職のあっせんを行うことはしませんが、就労支援コーディネーターによる求職や就労に関する相談やインターネットを使ってのハローワーク求人情報の検索などの情報提供の支援を行っています。(週2回 水曜・金曜)

【平成25年度 守口市地域就労支援センター 相談者数】

中高年齢者	ひとり親 家庭の母親	障害のある人	若年者	その他	計
26人	0人	15人	3人	0人	44人

○場 所：テルプラザ2階「ラポール」(京阪守口市駅前)

○開設日：水曜日・金曜日(週2回)

○その他：毎週火曜・木曜に、労働に関する問題や消費者金融などの返済で悩んでいる人のために専門の相談員による「失業者等の生活再建・労働問題の相談」も行っています。

(4) 福祉的就労の状況

雇用されることが困難な障害のある人が、作業等を通じて、自立に向けた訓練を受けることができる福祉施設・事業所等の利用状況は次表のとおりです。

【福祉的就労の施設・事業所等(市内・市外)の利用状況】

施設・事業の種別	実利用者数
就労移行支援事業	15人
就労継続支援A型	12人
就労継続支援B型	269人
計	296人

※平成26年7月現在

(5) 障害のある生徒の進路状況

大阪府立守口支援学校は、守口市及び門真市（平成27年度より高等部は守口市のみ）を校区とする知的障害児対象の支援学校です。本市居住児については、身体障害や重複障害、発達障害のある児童・生徒も通学しています。

高等部においては、各生徒の障害特性や学習及び進路ニーズなどを個別の教育支援計画にまとめ、個々の実態に即した学習に取り組んでいます。特に進路相談については、本市自立支援協議会各専門部会への学校担当者の参画など、地域関係機関との日常的な連携を大切にしながら各生徒に最も適した進路実現に努めています。平成25年度は、卒業生23名のうち、5人が一般就職をし、17名が障害者総合支援法に基づく福祉事業所に進路決定しています。

【大阪府立守口支援学校高等部 進路状況表】

単位：人

	卒業 者数	就 職	職業 訓練 校等	旧法施設・作業所				障害者自立支援法に基づく 通所事業所					そ の 他
				授 産 施 設	更 生 施 設	小 規 模 通 所 授 産 施 設	福 祉 作 業 所	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 支 援 A 型	就 労 継 続 支 援 B 型	自 立 訓 練	生 活 介 護	
平成21年度	20	3	0	0	0	1	3	0	0	4	0	7	2
平成22年度	19	5	0	0	0	0	0	1	1	0	4	6	2
平成23年度	15	3	0	0	0	0	0	2	0	3	2	2	3
平成24年度	19	3	1	0	0	0	0	2	1	4	1	5	2
平成25年度	23	5	0	0	0	0	0	0	0	8	0	9	1

資料提供：守口支援学校（住所地 守口市の生徒のみ）

【守口市立中学校支援学級卒業生の進路状況】

	大阪府立・ 大阪市立 支援学校	大阪府立 高等学校	高等専修 学校	私立 高等学校	就職、 家事手伝い	計
平成21年度	15人	1人	2人	0人	1人	19人
平成22年度	15人	1人	9人	1人	1人	27人
平成23年度	17人	1人	9人	0人	1人	28人
平成24年度	11人	1人	10人	2人	0人	24人
平成25年度	12人	7人	11人	5人	2人	37人

資料提供：守口市教育委員会

5 障害のある児童の通園・通学状況

(1) 就学前の障害のある児童の通園状況

児童発達支援センターわかくさ・わかすぎ園では、専門的な早期訓練・早期療育が行われています。また、多くの就学前の障害のある児童が、地域の保育所や幼稚園に通園しています。

【就学前障害児の通園等状況（平成25年度）】

区分		対象か所数	児童数	備考
保 育 所	市立保育所	12	59人	平成25年度中の障害児加配、特別支援補助金等の対象児童数
	市内民間保育所	11	67人	
幼 稚 園	市立幼稚園	5	33人	
	市内私立幼稚園	9	35人	
障害児支援施設	わかくさ・わかすぎ園	1	66人 11 専門療育	平成26年3月末の在籍児童数
合計		38	271人	

(2) 障害のある児童の通学状況

就学年齢の障害のある児童の多くは、地域の小学校・中学校に通学しています。

守口支援学校は、守口市及び門真市を校区としており、主に知的障害（身体障害との重複障害を含む）の児童を対象としています。平成27年度より高等部は守口市のみとなります。交野支援学校は、大東市を除く北河内6市を通学区域として主に肢体不自由の児童を対象としています。

障害特性に応じた専門教育を必要とする視覚障害や聴覚障害のある児童は、府立または大阪市立の支援学校に通学しています。（平成23年度454人→26年度528人（74人増））

【在学の状況（平成26年4月1日現在）】

区分	在籍児童数				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
市立小学校支援学級（64学級）	—	281人	—	—	281人
市立中学校支援学級（30学級）	—	—	104人	—	104人
大阪府立守口支援学校	—	27人	40人	48人	115人
大阪府立交野支援学校	—	7人	0人	2人	9人
大阪府立たまがわ高等支援学校	—	—	—	4人	4人
大阪府立視覚支援学校	0人	0人	0人	0人	0人
大阪市立視覚特別支援学校	0人	2人	0人	0人	2人
大阪府立生野聴覚支援学校	2人	0人	0人	—	2人
大阪市立聴覚特別支援学校	0人	4人	3人	3人	10人
大阪府立刀根山支援学校	—	0人	0人	1人	1人
合 計	2人	321人	147人	58人	528人

6 障害者総合支援法に基づくサービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスの種類は、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と地域の状況に応じて市町村ごとに実施する「地域生活支援事業」に大別されています。

「自立支援給付」は、障害のある人に対し個別に給付され、主として介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、サービス利用計画の作成等を行う「相談支援」、障害を軽減する医療の公費助成を行う「自立支援医療」と身体障害を補完するための「補装具」に大別されます。

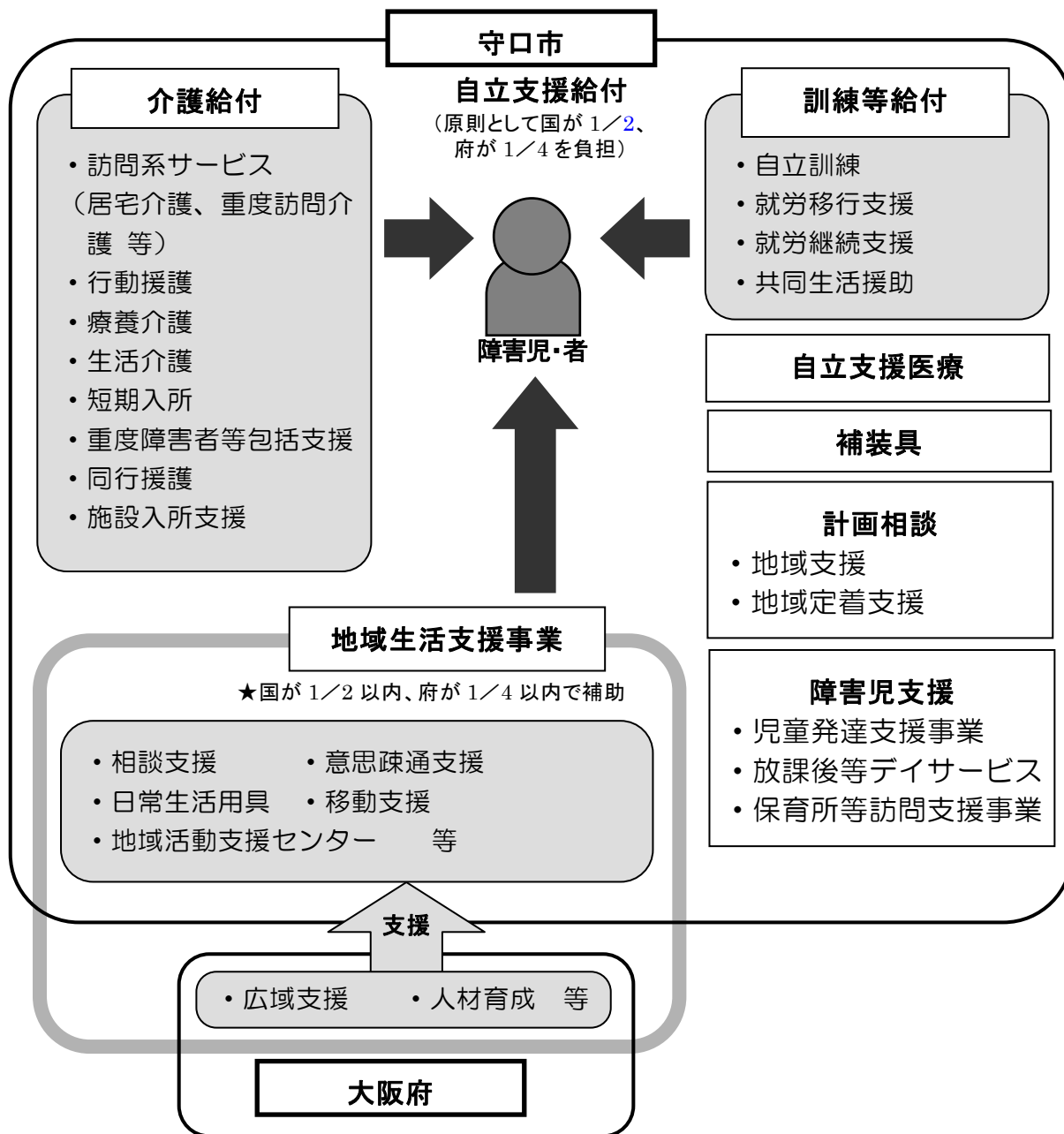
「介護給付」と「訓練等給付」は「障害福祉サービス」と呼ばれ、介護給付の受給には「障害支援区分」の認定が必要となります。

「地域生活支援事業」は、市町村が行う事業で、全市町村が義務的に実施しなければならない必須事業と市町村が選択的に行う任意事業とがあります。

必須事業は、相談支援事業、移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業、理解促進研修・啓発事業、自発活動支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、手話奉仕員養成研修事業の10事業で、その他の事業は任意事業となります。

障害者総合支援法に基づくサービスの体系は右表のとおりです。

【障害者総合支援法に基づく 第4期障害福祉計画のサービス提供体系】



【障害福祉サービスの概要】

区分	サービスの種類	サービスの概要
介 護 自 立 支 援 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のため日常生活を営むことに支障がある身体障害・知的障害・精神障害のある人の居宅にホームヘルパーを派遣し、掃除・洗濯・買い物等の家事援助サービスや入浴、排泄、食事等の身体介護サービスを行います。従来からの一般的なホームヘルプサービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排泄、食事等の介護や、外出時の介護・移動支援等の総合的な介護を行います。
	行動援護	重度の知的障害や精神障害のため判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援を行います。障害支援区分3以上で一定の要件を満たす行動障害のある人が対象となります。
	重度障害者等包括支援	重度障害のため介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護をはじめさまざまな福祉サービスを必要に応じ包括的にを行います。障害支援区分6で一定の要件を満たす最重度の人が対象となります。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他便宜を提供するサービスです。
	短期入所 (ショートステイ)	障害のある人を介護している家族等が病気や出産その他の事情により介護が困難になった場合に、障害者支援施設等に一時的に短期間入所し、施設で入浴、排泄、食事等の介護を行います。
	療養介護	医療と常時の介護が必要な人に、病院その他施設などで、主に日中において、機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護及び日常生活上の援助を行います。障害支援区分5もしくは6の人が対象になります。
	生活介護	常時介護を必要とする人に、施設などで、主に日中において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。障害支援区分3以上の人が対象になります。
給 付	施設入所支援	障害者支援施設に入所している人に、主に夜間や休日に、入浴、排泄、食事の介護等を行います。障害支援区分3もしくは4以上の人が対象になります。
	自立訓練 [機能訓練・生活訓練]	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練は身体障害のある人が、生活訓練は知的障害・精神障害のある人が対象となります。
	就労移行支援	一定期間、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を行い、適性に合った職場探しや就労・職場定着のための支援を行います。主に企業の雇用または在宅就労等が見込まれる人が対象になります。
	就労継続支援 [A型・B型]	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、生産活動やその他の活動を通じて知識や能力の向上を図るための訓練を行います。 A型は、雇用契約に基づくもので、一般就労への移行に向けて支援します。B型は、雇用契約に基づかない就労機会の提供です。
給 付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で日常生活を営む上で、相談等の援助を必要とする知的障害または精神障害のある人が対象となります。共同生活の場(グループホーム)において、家事等の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

【障害支援区分と利用できる介護給付の関係】

障害支援区分とは、介護の必要度を表す6段階の区分で（区分6の方が重度）、介護給付サービスを受ける際に認定が必要となります。障害支援区分と利用できる介護給付サービスとの関係は次のとおりです。（18歳未満の児童は認定の対象外です。）

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備考
居宅介護 （身体介護・家事援助・通院介助）								
重度訪問介護					重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を有する者			
同行援護			「身体介護を伴う」場合は区分2以上					平成23年10月から
行動援護				行動上著しい障害があり、常時介護が必要な知的または精神障害者（行動関連項目等の合計点数が10点以上の人）				精神・知的障害のみ対象
療養介護						筋ジストロフィー患者または重症心身障害者は区分5から	筋委縮性側索硬化症(ALS)患者等で人口呼吸器装着者	
生活介護			50歳以上の場合は、区分2から					
生活介護 （施設入所支援を利用する場合）				50歳以上の場合は、区分3から				
短期入所 （ショートステイ）								
重度障害者等 包括支援								区分6かつ、筋委縮性側索硬化症(ALS)、強度行動障害など常時介護を要する障害者で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢に麻痺があり呼吸管理がいる身体障害者または最重度の知的障害者
施設入所支援 （障害者支援施設での夜間ケア）				50歳以上の場合は、区分3から				

7 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

【訪問系サービス 利用実績】

上段：実利用者数 下段：月平均利用時間総数

		平成 23 年度 実績値	24 年度	25 年度	26 年度 計画見込量
身体障害のある人	実利用者数	123 人	126 人	127 人	117 人
	利用時間総数	2,277 時間	2,525 時間	2,521 時間	2,243 時間
知的障害のある人	実利用者数	64 人	62 人	78 人	75 人
	利用時間総数	774 時間	759 時間	975 時間	981 時間
精神障害のある人	実利用者数	73 人	87 人	96 人	78 人
	利用時間総数	774 時間	1,064 時間	1,229 時間	861 時間
障害のある児童	実利用者数	34 人	32 人	26 人	41 人
	利用時間総数	382 時間	380 時間	296 時間	468 時間
居宅介護	実利用者数	294 人	307 人	327 人	311 人
	利用時間総数	4,207 時間	4,728 時間	5,021 時間	4,553 時間
重度訪問介護	実利用者数	22 人	24 人	27 人	23 人
	利用時間総数	2,287 時間	1,944 時間	5,935 時間	2,711 時間
知的障害のある人	実利用者数	19 人	19 人	16 人	20 人
	利用時間総数	559 時間	691 時間	544 時間	527 時間
精神障害のある人	実利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人
	利用時間総数	0 時間	0 時間	0 時間	20 時間
障害のある児童	実利用者数	3 人	3 人	3 人	5 人
	利用時間総数	41 時間	54 時間	57 時間	58 時間
行動援護	実利用者数	22 人	22 人	19 人	26 人
	利用時間総数	600 時間	745 時間	601 時間	605 時間
同行援護	実利用者数	0 人	51 人	51 人	70 人
	利用時間総数	0 時間	1,294 時間	1,436 時間	1,750 時間
重度障害者等包括支援	実利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用時間総数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

【訪問系サービス全体 利用見込量】

上段：実利用者数 下段：月平均利用時間総数

	平成 23 年度 実績値	24 年度	25 年度	26 年度 計画見込量
居宅介護	338 人 7,094 時間	404 人 8,711 時間	424 人 12,993 時間	430 人 9,619 時間
重度訪問介護				
行動援護				
同行援護				
重度障害者等包括支援				

○「重度障害者等包括支援」の対象者は、区分6以上で、筋委縮性側索硬化症(ALS)、強度行動障害など常時介護を要する人で、意思疎通に著しい困難を有し四肢に麻痺があり呼吸管理を行っている身体障害者または最重度の知的障害者です。対象者は少なく、市内には重度障害者等包括支援事業所がなく、利用実績もありません。

そこで、本市では、「重度障害者等包括支援」及び「行動援護」については、居宅介護または、重度訪問介護や移動支援などのサービスを複合的に支給することにより、対応しています。

○制度開始時より、利用者から「サービスの質の向上」が求められており、ヘルパー等の障害特性の理解や介護・支援技術のスキルアップが課題となっています。

本市としても「守口市障害者理解促進事業」の活用を呼びかけ、希望事業所には研修を実施していきたいと考えています。

○平成26年4月から重度訪問介護の対象者が拡大されました。今後、知的・精神の行動障害を有する対象者の利用の増加が見込まれるとともに、アセスメントや相談支援体制の整備が求められます。

(2) 短期入所

【短期入所 利用実績】

上段：実利用者数 下段：月平均利用日数

		平成23年度 実績値	24年度	25年度	26年度 計画見込量
身体障害のある人	実利用者数	14人	14人	20人	17人
	利用日数	126人日	127人日	150人日	130人日
知的障害のある人	実利用者数	9人	9人	12人	12人
	利用日数	72人日	123人日	115人日	58人日
精神障害のある人	実利用者数	2人	1人	1人	5人
	利用日数	29人日	14人日	3人日	43人日
障害のある児童	実利用者数	6人	8人	8人	11人
	利用日数	29人日	45人日	46人日	29人日
合計	実利用者数	31人	32人	41人	45人
	利用日数	256人日	309人日	314人日	260人日

○身体障害のある人については、従来からの利用者や定期的利用者は市内施設（介護保険短期入所の空床利用型）での利用が可能です。しかしながら、医療ケアの必要な人、「動ける人」、「知的障害との重複の人」は受け入れ困難とされている状況です。

○知的障害・児童の短期入所施設が市内・近隣にないか、または非常に少ない状況です。守口・門真市内には、障害のある人を対象とする入所施設がなく、また国・府施策においては入所施設の新設を認めず、むしろ定員削減の方向の中、短期入所事業所の資源確保が極めて困難な状況となっています。

○地域移行の体制整備を進めていく上でも市内で利用できる短期入所施設の新設に向け検討していきます。

○虐待における一時保護や緊急時の対応のための短期入所先の確保が、課題となっています。

○精神障害の短期入所については、短期入所の位置づけについて、設置法人と協議し、体制整備に努めます。

(3) 日中活動系サービス

【日中活動系サービス 利用実績】

単位：実利用者数

		平成 23 年度 実績値	24 年度	25 年度	26 年度 計画見込量
身体障害のある人	実利用者数	128 人	127 人	142 人	135 人
知的障害のある人	実利用者数	119 人	121 人	150 人	130 人
精神障害のある人	実利用者数	2 人	2 人	3 人	7 人
生活介護	実利用者数	249 人	250 人	295 人	272 人
身体障害のある人	実利用者数	5 人	4 人	2 人	5 人
知的障害のある人	実利用者数	9 人	12 人	8 人	9 人
精神障害のある人	実利用者数	2 人	10 人	11 人	7 人
自立訓練	実利用者数	16 人	26 人	21 人	21 人
身体障害のある人	実利用者数	2 人	2 人	1 人	4 人
知的障害のある人	実利用者数	10 人	8 人	8 人	16 人
精神障害のある人	実利用者数	5 人	11 人	9 人	7 人
就労移行支援	実利用者数	17 人	21 人	18 人	27 人
身体障害のある人	実利用者数	2 人	2 人	2 人	5 人
知的障害のある人	実利用者数	6 人	6 人	9 人	16 人
精神障害のある人	実利用者数	1 人	2 人	5 人	9 人
就労継続支援(A型)	実利用者数	9 人	10 人	16 人	30 人
身体障害のある人	実利用者数	27 人	29 人	32 人	30 人
知的障害のある人	実利用者数	126 人	140 人	154 人	120 人
精神障害のある人	実利用者数	48 人	63 人	55 人	60 人
就労継続支援(B型)	実利用者数	201 人	232 人	241 人	210 人

【日中活動系サービス全体 利用実績】

単位：実利用者数

		平成 23 年度 実績値	24 年度	25 年度	26 年度 計画見込量
身体障害のある人	実利用者数	164 人	164 人	179 人	179 人
知的障害のある人	実利用者数	270 人	287 人	329 人	291 人
精神障害のある人	実利用者数	58 人	88 人	83 人	90 人
合計	実利用者数	492 人	539 人	591 人	560 人

○今後、支援学校・地域の特別支援教育からの卒業生に対応する計画的な資源確保が急務となっています。

○重度障害者の受け入れ先（生活介護）の確保が必要となっています。

【市内の日中活動系事業所】

事業所名	事業内容	定員
デイサービスセンター おおみや	生活介護（基準該当）	6人
もりぐち在宅サービス供給ステーション 通所介護事業所	生活介護（基準該当）	8人
オールケア 大日	生活介護	20人
オールケア 守口	生活介護	20人
ういず守口	生活介護	20人
	就労移行	10人
	就労継続支援B型	10人
守口障害者支援センター ひだまり	生活介護	17人
	就労継続支援B型	15人
スペース遊	就労継続支援B型	27人
グッティーホーム	就労継続支援B型	22人
すみれカンパニー	就労継続支援B型	20人
桜の園	生活介護	30人
	就労継続支援B型	10人
ヒロタ製作所	就労継続支援A型	10人
	就労継続支援B型	10人
ライフサポートセンター みどり	自立訓練	6人
まんまる	就労継続支援B型	20人
就労継続支援ようき・すなお第1・2	就労継続支援B型	40人
自立サポート きくすい	生活介護	20人
ジェイエス守口	就労継続支援B型	20人
フレンドワーク	就労継続支援B型	14人
パザパ	自立訓練	20人
ひかり作業所	就労継続支援A型	10人
	就労継続支援B型	10人
地域生活支援センター シュポール	地域活動支援センターI型	—
合同会社ステラ	就労継続支援A型	14人
ういず滝井	生活介護	10人
	就労継続支援B型	10人
守口市立わかたけ園	生活介護	44人
	自立訓練	6人

【その他の日中活動系サービス 放課後等デイサービス 利用実績】

上段：実利用者数 下段：月平均利用日数

		平成23年度 実績値	24年度	25年度	26年度 計画見込量
障害のある児童	実利用者数		48人	80人	20人
	利用日数		322人日	552人日	160人日

○利用者のニーズに応え、時間数や事業所を増やしていくことを検討していく必要があります。

【その他の日中活動系サービス 療養介護 利用実績】

単位：実利用者数

		平成23年度 実績値	24年度	25年度	26年度 計画見込量
重症心身障害のある人など	実利用者数	0人	15人	17人	18人

(4) 居住系サービス

【居住系サービス 利用実績】

単位：利用実人員

		平成 23 年度 実績値	24 年度	25 年度	26 年度 計画見込量
身体障害のある人	利用実人員	2 人	3 人	23 人	7 人
知的障害のある人	利用実人員	103 人	117 人	100 人	107 人
精神障害のある人	利用実人員	15 人	27 人	24 人	21 人
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人員	120 人	147 人	147 人	135 人
身体障害のある人	利用実人員	43 人	44 人	36 人	39 人
知的障害のある人	利用実人員	45 人	43 人	45 人	46 人
精神障害のある人	利用実人員	0 人	0 人	0 人	1 人
施設入所支援	利用実人員	88 人	87 人	81 人	86 人

【居住系サービス全体 利用実績】

単位：実利用者数

		平成 23 年度 実績値	24 年度	25 年度	26 年度 計画見込量
身体障害のある人	実利用者数	45 人	47 人	59 人	46 人
知的障害のある人	実利用者数	148 人	160 人	145 人	153 人
精神障害のある人	実利用者数	15 人	27 人	24 人	21 人
合計	実利用者数	208 人	234 人	228 人	220 人

○グループホームは、ほぼ計画値どおりの実績ですが、単身化・保護者の高齢化等の状況が進み、ニーズはさらに高まっており、計画値以上のスピードで設置が必要となっています。

○当事者と家族の関係、入居者同士の関係、世話人等従事者の姿勢、従事者確保の困難等さまざまな問題があります。今後、情報交換や課題などを共有し、研修を実施するなどの取組を行い、状況の改善に努めていきます。

第3章 計画の基本的な目標

1 基本理念

本計画の基本理念については、上位計画である「第2次守口市障害者計画」の基本理念を踏まえることとします。

- 障害のある人が社会の一員として平等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念
- すべてのライフステージにおいて、障害に応じた適切な社会的支援を受けつつ、自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念

2 基本的視点

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら『共に生きる社会』の実現を目指し、本計画の推進に当たっては、次の各項目を基本的視点とします。

① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害のある人が地域であたりまえに生きていくことが尊重され、主体的に生き方や住む場所、必要とする福祉サービスや支援などを自ら選択・決定し、自己実現を目指していけるよう、支援体制の構築に取り組みます。

② 制度の一元化による障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法の施行を受け、他障害に比べて立ち後れていた精神障害のある人に対するサービスを含め、障害福祉サービスの一層の充実を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害などこれまで「施策の谷間になりがちであった障害」についても対象であることの周知を図り、その地域生活支援を推進します。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者総合支援法の精神に基づき、「入所施設や病院からの地域生活移行」や「就労支援」という重要課題に対応したサービス提供体制の整備を図ります。

また、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりに向け、身近な地域におけるサービスの拠点づくり、住民活動、ボランティア、NPOなど多様な主体によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を推進します。